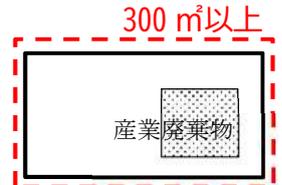


建設工事を行う皆様へ（産業廃棄物の場外保管について）

◎ 建設工事に伴って発生した廃棄物を、**建設現場以外の場所で保管***する場合は届出が必要です。※「仮置き」も該当

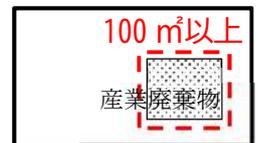
1. 建設廃棄物を保管する**敷地面積が300m²以上**の場合

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく届出が必要です。



2. 産業廃棄物の**保管面積が100m²以上**の場合

「神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する市条例」に基づく届出が必要です。



届出の様式等については下記のとおり検索してホームページをご覧ください。

産業廃棄物の保管について 神戸市

検索

◎ その他の注意事項

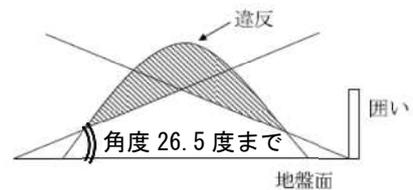
1. 工事の**元請業者**に排出事業者としての**責任**があります。

- (1) 産業廃棄物の運搬や処分を委託する場合は、処理業者との委託契約の締結、マニフェストの交付、委託契約書やマニフェストの保管等の義務があります。
- (2) 産業廃棄物処理業の許可を持っていない下請業者に産業廃棄物を運搬させるのは、廃棄物処理法違反です。下請け業者が仮置きするためには、産業廃棄物処理業の「積み替え保管」の許可が必要です。

2. **保管基準**を守ってください。

- (1) 悪臭、粉じん、害虫を発生させない！
- (2) 廃棄物を飛散・流出させない！
- (3) 積み上げの高さや形状にも、制限あり！

(参考)保管基準違反の例
50%勾配を超えた網掛け部が違反です。



3. これらのことが守られないと、**罰則の対象**となる場合があります。

- (1) 無届・虚偽の届出で事業場外保管をした！（法第12条第3項 事業場外保管の届出義務違反）
⇒ 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
（そのまま放置すると、不法投棄として、さらに重い罰則が科せられる場合があります。）
- (2) 無許可の業者に運搬や処分を委託した！（法第12条第5項 委託基準違反）
⇒ 5年以下の懲役若しくは1,000万円の罰金又はこれを併科